

熊本県公報

号外 第 16 号の 2
平成 19 年 3 月 30 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境政策課) 1
- 熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(自然保護課) 1
- 熊本県公有財産取扱規則の一部を改正する規則……………(管財課) 2
- 熊本県動力消防ポンプ性能試験規則を廃止する規則……………(危機管理・防災消防総室) 2
- 熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課) 2

規 則

熊本県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 17 号

熊本県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県環境影響評価条例施行規則(平成 12 年熊本県規則第 56 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項後段を次のように改め、同項を同条第 5 項とする。

この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。

第 4 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにするものとする。

第 12 条中第 3 項を削り、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 第 4 条第 2 項から第 7 項までの規定は、条例第 13 条の規定により事業者が準備書を作成する場合について準用する。この場合において、第 4 条第 5 項中「条例第 5 条第 1 項第 4 号」とあるのは「条例第 13 条第 1 項第 5 号」と読み替えるものとする。

第 12 条中第 7 項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。ただし、附則第 5 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 事業者がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に条例第 7 条の規定により方法書の公告を行っている対象事業については、この規則による改正後の熊本県環境影響評価条例施行規則(以下「新規則」という。)第 4 条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 事業者が施行日前に条例第 15 条の規定により準備書の公告を行っている対象事業については、新規則第 12 条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 事業者が施行日前に条例第 23 条の規定により評価書の公告を行っている対象事業については、新規則第 33 条において準用する新規則第 12 条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 5 事業者は、施行日前においても、新規則の規定の例により、方法書、準備書又は評価書の作成を行うことができる。
- 6 前項の規定により方法書、準備書又は評価書の作成が行われた対象事業については、施行日において、新規則の相当する規定により当該方法書、準備書又は評価書の作成が行われたものとみなす。

熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 18 号

熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県立自然公園条例施行規則（昭和 47 年熊本県規則第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条」に、「第 6 条中」を「第 6 条第 1 項中」に、「うけなければならない」を「受けなければならない」に改める。

第 10 条第 7 号中「第 41 条第 1 項又は第 2 項」を「第 41 条第 1 項又は第 3 項」に改め、同条第 36 号中「第 41 条第 1 項又は第 2 項」を「第 41 条第 1 項又は第 3 項」に改め、同条第 45 号の 14 及び第 45 号の 15 中「条例第 14 条第 3 項第 13 号」を「条例第 14 条第 4 項第 13 号」に改める。

第 24 条第 17 号中「第 12 条第 1 号」を「第 23 条第 1 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県公有財産取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 19 号

熊本県公有財産取扱規則の一部を改正する規則

熊本県公有財産取扱規則（昭和 39 年熊本県規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「出納室」を「出納局」に改め、同条第 4 号中「総室及び室」を「総室、室及びセンター」に改める。

第 7 条第 3 項中「吏員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県動力消防ポンプ性能試験規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 20 号

熊本県動力消防ポンプ性能試験規則を廃止する規則

熊本県動力消防ポンプ性能試験規則（昭和 38 年熊本県規則第 55 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 21 号

熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和 32 年熊本県規則第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 2 条の 2 中「別表第 2 のとおりとする」を「医療職給料表（1）の 4 級の給料月額を受け取る職員（熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 11 号）第 2 条第 2 項に規定する管理職手当の区分が 2 種と定められている職にある者に限る。）並びに熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年熊本県条例第 1 号）第 4 条に規定する給料表の 6 号給及び 7 号給の給料月額を受け取る職員については行政職給料表の 9 級、その他の職員については行政職給料表の 8 級とする」に改める。

第 8 条第 1 項第 6 号中「県外旅行において、移動を要しない場合については、」を「旅行中において、移動を要しない日がある場合は、当該日の」に改める。

別表第 2 を削り、別表第 1 を別表とする。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。